

医療機関勤務環境評価センターの評価の流れと 受審手続きについて

令和4年11月23日

公益社団法人 日本医師会
医師の働き方改革推進室



本日の内容

1. 医師の働き方の制度の概要（確認）
2. 評価受審にあたっての留意事項
3. 「評価項目と評価基準」解説集、全体評価の考え方
4. 特定労務管理対象機関の指定に向けて

医師の働き方に関する政省令等について

- 医師の働き方改革に関する政省令・告示については、令和4年1月19日等に公布された。
- 主な改正事項は以下のとおりであり、今後、施行に向けて具体的な運用内容等が整理でき次第、順次、都道府県や医療機関等にお示ししていく。

【医療法に基づく政省令等】

① 医師の労働時間短縮等に関する指針 (令和4年2月1日施行)

- 労働時間短縮に向けた基本的考え方、短縮目標ライン、関係者が取り組むべき事項 等

② 医療機関勤務環境評価センターに関する事項 (令和4年4月1日施行)

- センターの指定手続き、業務規程の内容、評価等業務諮問委員の任命手続き
- 評価事項（医療機関の労務管理体制等）、評価結果の公表方法 等

③ 特例水準の対象となる医療機関に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ B水準医療機関<ul style="list-style-type: none">・ 指定に係る業務の要件、指定対象となる救急医療機関○ 連携B水準医療機関<ul style="list-style-type: none">・ 指定に係る医師の派遣の要件○ C-1水準医療機関<ul style="list-style-type: none">・ 指定に係る業務の要件○ C-2水準医療機関<ul style="list-style-type: none">・ 特定分野、指定に係る業務の要件、対象医師の要件 | <p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none">○ 労働時間短縮計画の記載事項○ 欠格事由となる労働法令違反の内容○ 指定や指定更新の手続き | 等 |
|---|--|---|

④ 追加的健康確保措置に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 勤務間インターバルの確保方法（始業から24時間以内に9時間の継続した休息時間の確保等）、代償休息の付与方法、許可あり宿日直勤務の場合の取扱い
- 面接指導対象医師の要件、面接指導実施医師の要件、面接時の確認事項 等

【労働基準法に基づく省令・告示】

特例水準に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 医師の時間外・休日労働の上限時間について、
 - ・ A水準として原則月100時間未満（面接指導等実施の場合例外あり）、年960時間
 - ・ B・連携B・C-1・C-2水準の医療機関において指定に係る業務等に従事する医師について原則月100時間未満（面接指導等実施の場合例外あり）、年1,860時間と規定する。
- 医療法の面接指導と同内容の面接指導を行うこと等を36協定に定めることとする。 等

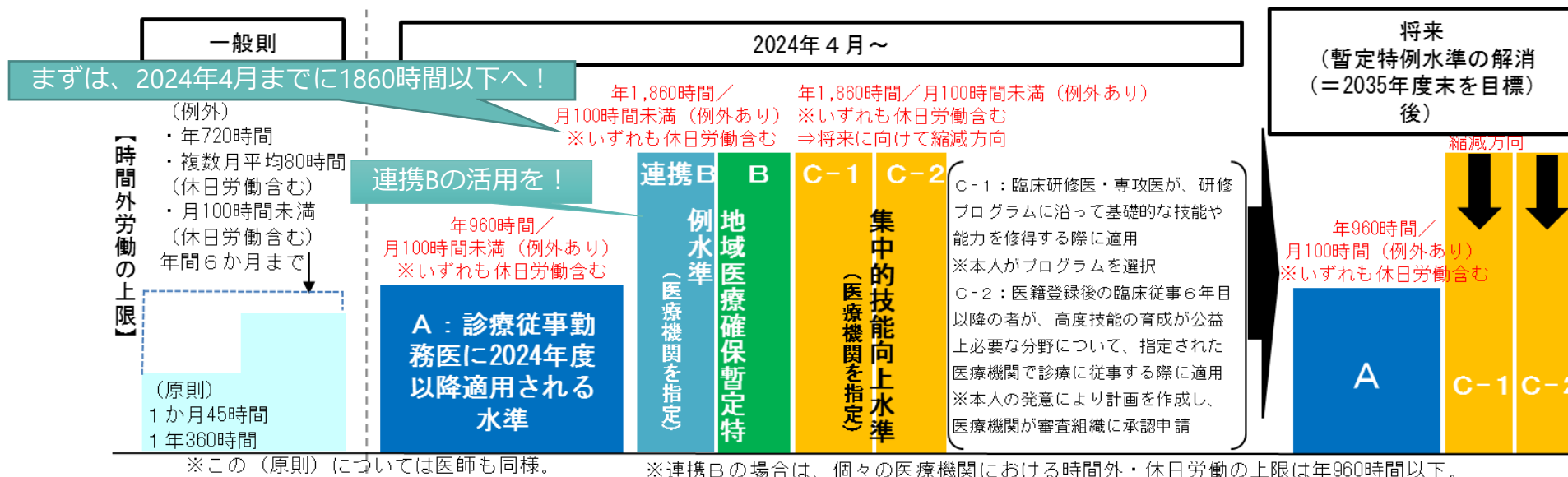
【労働安全衛生法に基づく省令】

面接指導に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 上記の労働基準法に基づく省令で定められた面接指導を、労働安全衛生法に基づく面接指導と位置付ける。 等

2024年4月～ 医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、**都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみ**



月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

<p>勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット (努力義務) ※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。</p>	<p>勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット (義務)</p>	<p>勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット (義務) 注)臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、 ①24時間以内に9時間 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。</p>	<p>< A水準 > 勤務間インターバルの確保 ①24時間以内に9時間 ②46時間以内に18時間のいずれか 及び代償休息のセット (努力義務) ※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。 < C水準 > 上記A水準の勤務間インターバル及び代償休息のセット (義務) 臨床研修医の勤務間インターバルは、 ①24時間以内に9時間 ②48時間以内に24時間のいずれかとなる。</p>
---	---	---	---

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

B・連携B・C水準の対象医療機関の指定要件

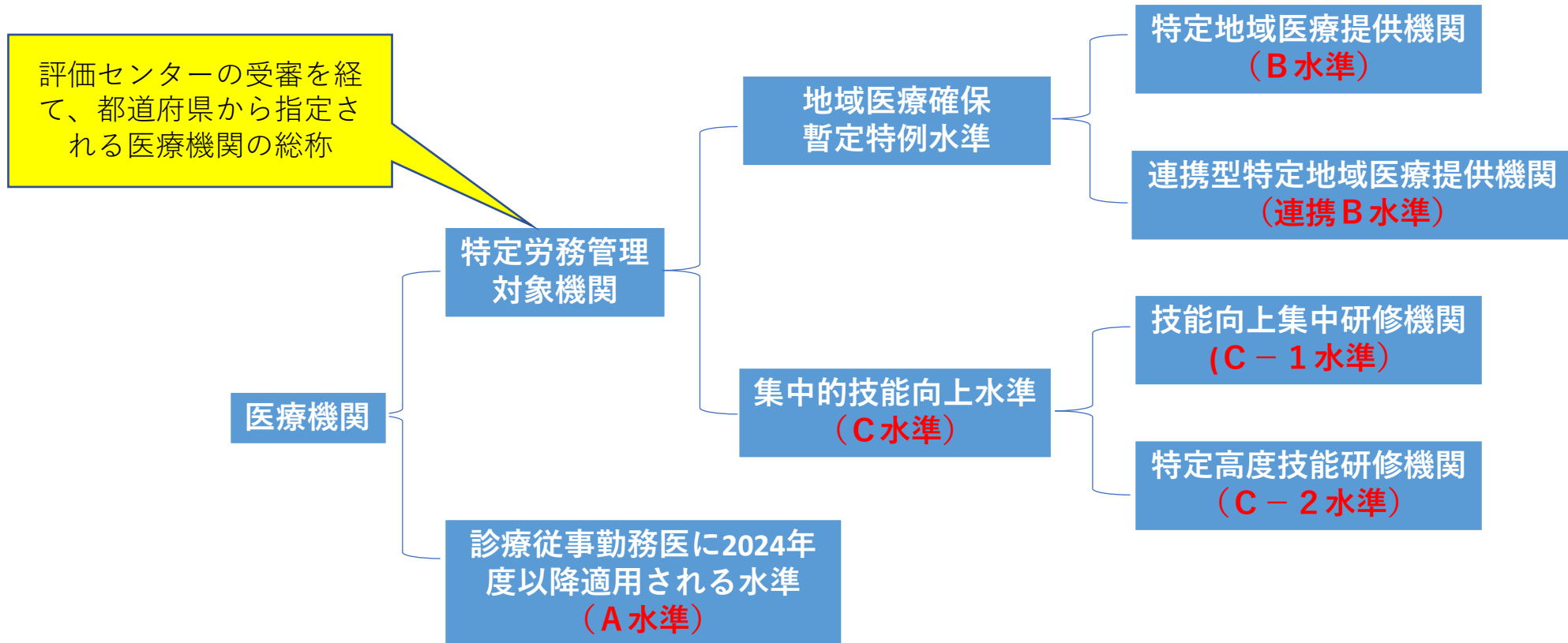
※要件となる項目に○

		B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準	備考
1	医療機関機能	○	○			
2	臨床研修病院又は専門研修機関・加療認定医療機関である			○		
3	特定高度技能を有する医師の育成・研鑽に十分な環境がある				○	設備、症例数、指導医等につき審査組織（国レベル）の個別審査を想定。
4	協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある	○		○	○	
	副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある		○			
	（必要性について、合議での確認）	都道府県医療審議会の意見聴取	都道府県医療審議会の意見聴取	地域医療対策協議会及び都道府県医療審議会の意見聴取	審査組織及び都道府県医療審議会の意見聴取	
	（必要性について、実績面の確認）	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	プログラム全体及び各医療機関の明示時間数（時短計画実績値とも整合）で判断	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	
5	都道府県医療審議会の意見聴取	○	○	○	○	実質的な議論は、医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定
6	労働時間短縮計画が策定され、労働時間短縮の取組や追加的健康確保措置の実施体制の整備が確認できる	○	○	○	○	年1回都道府県へ提出
7	評価機能の評価を受けている	○	○	○	○	過去3年以内に受審していること
8	労働関係法令の重大かつ悪質な違反がない	○	○	○	○	過去1年以内に送検・公表されていないこと

審査組織

評価センター

医療機関の分類



本日の内容

1. 医師の働き方の制度の概要（確認）
2. 評価受審にあたっての留意事項
3. 「評価項目と評価基準」解説集、全体評価の考え方
4. 特定労務管理対象機関の指定に向けて

医療機関勤務環境評価センター

医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所（以下「医療機関」という）に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況等について評価を行うこと及び労働時間の短縮のための取組について、医療機関の管理者に対して必要な助言・指導を行うことにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的として、令和4年（2022年）4月に日本医師会が厚生労働省から指定されたものです。



医療機関勤務環境
評価センターについて



医療機関及び
関係機関の皆様へ



評価受審
手続きについて



サーベイヤーの皆様へ
(サーベイヤー専用サイト)



よくある質問



資料集



関連リンク



お問い合わせ

2022年9月16日から公開

URL : <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

お知らせ:

2022.10.31 **New** 評価受審申し込み受付を開始しました。【[評価受審申込について](#)】

2022.10.28 **New** 医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）の『[解説集](#)』を掲載しました。

2022.09.16 お問い合わせにつきましては、「お問い合わせ」フォームよりお願いいたします。

2022.09.16 [本サイトを公開しました。](#)

1. 評価の実施体制

受審医療機関の評価は、医師である医療サーベイヤーと社会保険労務士である労務管理サーベイヤーが2名1組で行います。

医療サーベイヤー及び労務管理サーベイヤーは、以下の要件を満たし、かつ、当評価センター所定のサーベイヤー養成研修を修了した者が担当します。

【医療サーベイヤー】

次の①～③のいずれかに該当する医師で都道府県医師会及び全国医学部長病院長会議（AJMC）から推薦を受けた者

- ① 病院における管理職（院長、副院長、診療部長等）経験5年以上
- ② 医療勤務環境改善支援センターの業務に携わった経験
- ③ 日本医療機能評価機構、日本医学教育評価機構などのサーベイヤー経験

【労務管理サーベイヤー】

令和4年（2022年）4月1日時点で登録区分「開業」もしくは「法人の社員」または両区分を通算して概ね5年以上の経験を有し、次の①～③のいずれかに該当する社会保険労務士で都道府県社会保険労務士会から推薦を受けた者

- ① 全国社会保険労務士会連合会、地域協議会もしくは都道府県社会保険労務士会が実施する医療労務コンサルタント研修を修了した「医療労務コンサルタント」であること
- ② 顧問先に病院（20床以上）が1つ以上ある（もしくはあった）こと
（本評価の業務内容の性質から病床数200床以上の病院の顧客がいる（もしくはいた）ことが望ましい）
- ③ 都道府県医療勤務環境改善支援センター（都道府県労働局医療労務管理支援事業含む）の相談員（もしくは過去に相談員経験がある者）

2. サバイヤーの選任について

医療機関の評価を担当するサバイヤーは、原則として評価を受ける医療機関の所在地と同じ都道府県で勤務していない者を選任します。圏域が広い北海道については、評価を受ける医療機関と二次医療圏が異なる地域で勤務している道内のサバイヤーを選任することを想定しています。

3. 書面評価について

令和6年度（2024年4月）から特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関の初回の評価は、原則書面により評価を行います。

4. 評価の頻度について

医療法では、B・連携B・C水準の対象医療機関としての都道府県による指定の有効期間を3年としています。都道府県は、指定の際に評価結果を踏まえる必要がありますので、評価は3年に1回受ける必要があります。



評価受審申込に当たっての留意事項

1. 作成いただく資料について

初回は原則として書面による評価となります。医療機関は、基本情報を記載する「基本情報シート」と評価項目ごとの自己評価を記載する「自己評価シート」を作成します。自己評価シートには、評価項目ごとの自己評価と併せて現在の取組状況、根拠となる資料ファイルを添付していただきます。資料ファイルには該当箇所が分かるようにコメントの記載をお願いいたします。

「自己評価シート」に該当する資料ファイルが添付されていない場合や資料の該当箇所が分からないなど不明な点があった場合には、評価センターから医療機関へ確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、ご注意ください。

2. 医師労働時間短縮計画について

令和6年度（2024年4月）以降の医師労働時間短縮計画の案を作成していることが必要となります。

評価項目のうち、現時点で達成していなくても具体的な実施時期を定め、取組を進めている場合にはその内容を医師労働時間短縮計画に記載していただきますようお願いします。

3. 必須項目について

評価において、労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須項目）に未達成の項目があると、評価センターは評価を一旦中断し、サーベイヤーからの助言とともに一定期間のうちに当該項目を改善するよう医療機関に依頼します（中間報告）。

医療機関が改善に向けた取組を実施し、一定期間のうちに該当項目が改善された場合は、その結果を踏まえた評価を実施します。一方、該当項目が改善されなかった場合は、医療機関が当初提出した資料に基づき評価を実施します。

申請に当たっては、必須項目が達成されているか、根拠となる資料が添付されているか、取組状況の説明が記載されているか等、ご確認くださいませようお願いします。

4. 評価結果の通知について

必要書類の受領から評価結果を通知するまでの期間は4か月程度を見込んでおりますが、評価手続きの進捗状況や申込状況によって前後する場合がございますので、予めご了承くださいませようをお願いいたします。

5. 都道府県への指定申請について

医療機関に対する特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定は都道府県が行います。評価センターの評価を受けた後、都道府県へ指定申請を行う必要があります。



評価受審申込について

1. 受審アカウント（Googleアカウント）の取得

評価センターでは、高度なセキュリティと稼働率が保証された環境下で評価を実施するため、Google Workspace（グーグルワークスペース）を使用しています。

このため、評価受審に当たっては、評価を受ける医療機関が受審用アカウントとしてGoogleアカウントを取得していただく必要があります。

すでに医療機関のGoogleアカウントをお持ちの場合は、そのアカウントを受審用アカウントとして使用することも可能です。

現在、Googleアカウントをお持ちでない医療機関は、無料で作成することができますので、以下の手順に従ってアカウントの取得をお願いします。

[Googleアカウントの作成方法はこちらから](#)

2. 評価受審の申し込み

以下の「すぐに評価受審申込をする」ボタンから申し込みフォームを開き、医療機関に関する基本情報、担当者連絡先、受審用のメールアドレス（Gmail）等、必要事項をご登録ください。

申し込みフォームの送信が完了しますと、申込受付完了メールが受審アカウント宛てに自動送信されます。

受審申込完了メールから数日中に評価センター事務局から医療機関へ評価システムへアクセスするためのURLと審査料のご請求をメールにてお送りいたします。

Googleアカウントの作成ができない場合は、メールでの評価を実施いたします。

【留意事項】

評価受審申込をいただきますと、評価センターから医療機関へ基本情報・自己評価シートの作成依頼をメールにてご連絡いたします。

基本情報シート・自己評価シートは、医療機関が作成依頼のメールを受信後、30日以内に評価システムに入力を完了していただく必要があります。

評価受審にあたっては、解説集及び手順書をご確認いただき、必要な準備を行ったうえでお申し込みいただきますようお願いいたします。



すぐに評価受審申込をする

[医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集](#)

[医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価受審手順（医療機関用）手順書](#)

[基本情報シート・自己評価シート（サンプル）](#)

Googleアカウントの使用ができない場合は、ファイル転送サービス（Googleドライブ拡張サービス）を用いて基本情報・自己評価シートの提出をお願いしております。以下のリンクからメール（Gmail以外）にて評価受審申込をお願いいたします。

※ファイル転送サービスを用いて基本情報・自己評価シートを提出いただく場合、入力内容を確認するチェック機能がございませんので、ご注意ください。

3. 審査料について

評価受審に係る費用は、**33万円(税込み)**となります。

申請登録完了後に御請求書をメールにて送付いたしますので、内容をご確認いただき、ご入金をお願いします。

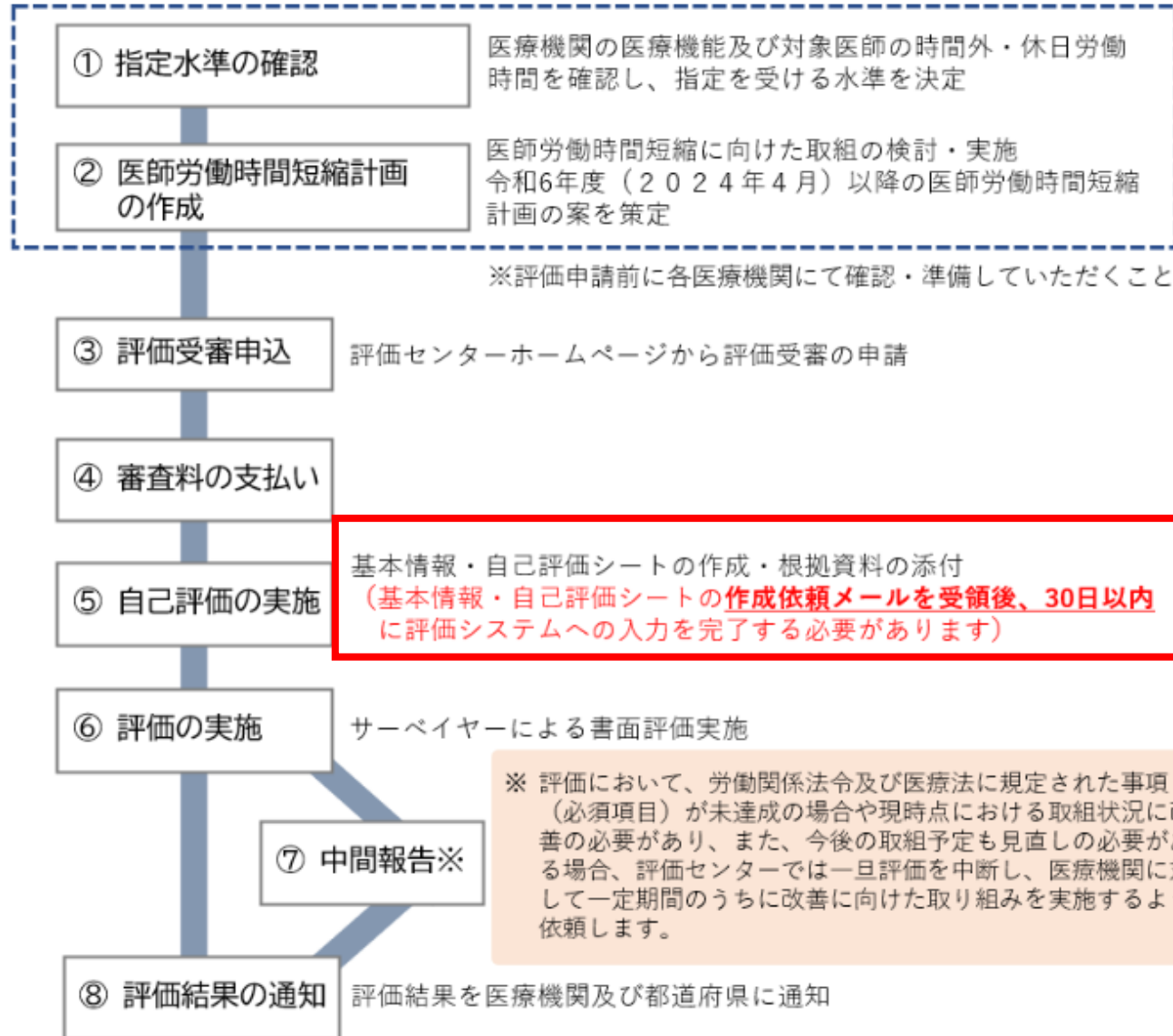
※評価において、中間報告を受けても追加費用は発生しません。ただし、一旦、評価（最終評価）を受けた後、改めてセンターの評価受審を申請する場合は審査料のお支払いが必要です。

4. 自己評価の実施について

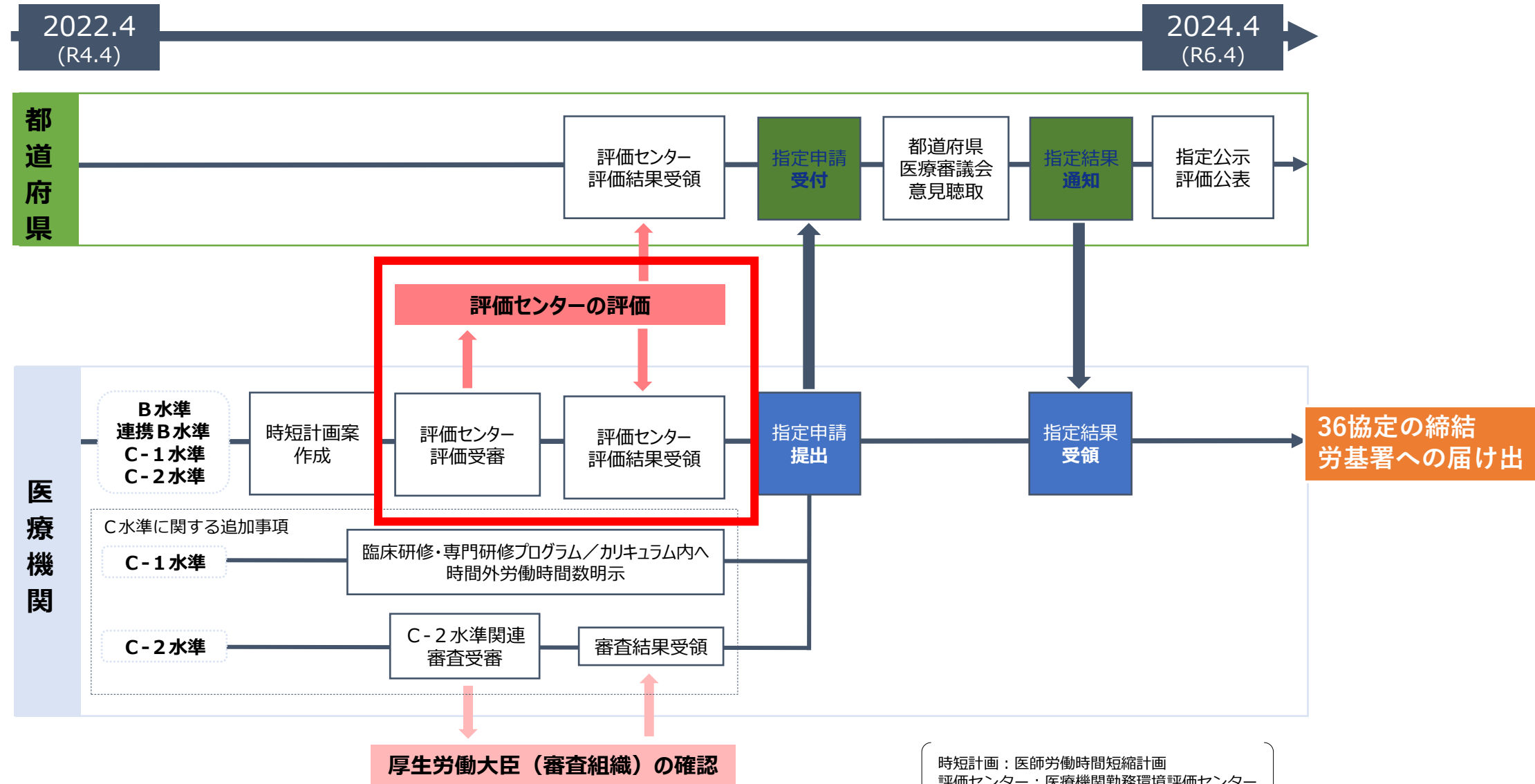
評価受審申し込みが完了しましたら、評価センターから医療機関宛てに登録完了のお知らせと評価システムへのログインURLを評価受審用のメールアドレス（Gmail）宛てにお送りします。

自己評価の実施方法及び評価申請方法等の詳細については、「[医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価受審手順（医療機関用）手順書](#)」をご参照ください。

評価センターの評価受審申込から評価結果通知までの流れ



特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



申請から評価結果受取までのスケジュール

評価センターの業務

- | | (受付からの月数) |
|------------------------------|-----------|
| 医療機関に対する書面評価の案内 | — |
| 医療機関から書面書類受領→サービヤー割振・書面評価の依頼 | 受付 |
| 書面評価実施→審査部会委員と協議→報告書提出 | 1～2カ月 |
| 評価委員会審議 | 2～3カ月 |
| 評価委員会審議結果を医療機関及び都道府県に報告 | 3～4カ月 |
| 都道府県(医療審議会相談含む)で審議承認 | 都道府県にて対応 |
| 指定の公示、各医療機関に結果報告、評価センターにも報告 | |

評価センターへ書面評価の書類を提出してから評価結果を受け取るまでに、最低でも4ヶ月の時間がかかることをご了承ください。また、評価結果を受け取ったあとに、改めて都道府県への指定申請が必要となります。このため、その指定に向けた手続きの時間から逆算して、評価センターの申請時期をよくご検討いただくようお願いします。